

消地協第 64 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官
(公印省略)

地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和 7 年度当初予算）の総額等について（通知）

令和 7 年 3 月 31 日付け消地協第 64 号において通知した「地方消費者行政強化交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の取扱いについては、以下のとおりとします。

交付要綱第 2 中の強化事業については、別紙のとおりとする。

交付要綱第 5 中の別に定める額は、15.5 億円とする。

交付要綱第 5 中の別に定める強化事業の留保額は、5 億円とする。

交付要綱第 6 中の別に定める日は、令和 8 年 2 月 27 日とする。

(別紙)

令和 7 年度地方消費者行政強化交付金強化事業実施メニュー

1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

(1) 消費生活相談体制の充実・強化

- ①消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備
- ②相談員の業務のテレワーク化に向けた体制整備
- ③相談機能の強化
- ④対応困難者への対応力強化
- ⑤広域連携の立上げ・運営・拡充

(2) 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用

- ①配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への対応力強化
- ②消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築・運営（機能強化）

(3) 消費者教育・啓発への取組

- ①消費者教育の推進
- ②風評被害の払拭のための取組
- ③食品表示制度の普及・啓発
- ④適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援

(4) S D G s への取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等）

- ①エシカル消費の普及・促進
- ②消費者志向経営
- ③食品ロス削減の取組

(5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

- ①法執行体制の強化
- ②公益通報者保護制度の推進

2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業

(1) 国が指定するテーマの研修への参加

(2) 国が指定するテーマでの研修開催

3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業

(1) 消費者被害の防止・早期発見

①消費者教育の推進・周知啓発

②消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築・運営（機能強化）

(2) 消費生活相談等の機能強化

①消費生活相談の機能強化

②悪質事業者等への対応強化

1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

(目的)

地方消費者行政において、①消費者の利便性向上、人口減社会への対応を見据えた、相談業務等のデジタル化や自治体連携の推進、②消費生活相談員数の大幅減に対応した新たな担い手の確保等による相談機能の維持・充実、③孤独・孤立にある消費者に対する地域の見守り力の強化の取組を支援する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を促進することが必要である。さらに、経済社会情勢の変化によって生ずる新たな消費生活に関連する課題や、国による新たな政策の推進・制度の変更に伴う課題について、広域的・分野横断的な連携に対応できるよう地方消費者行政の充実・強化を図ることが必要である。

これらの重要消費者政策の推進に資する地方公共団体の取組に対して、交付金を通じて支援を行う。

なお、地方公共団体により、これまで自主財源、地方消費者行政活性化事業及び地方消費者行政推進事業により実施してきた事業と同様の目的・内容の事業は交付対象外とする。ただし、これらのうち、実施してきた事業内容を踏まえ、強化・拡充した事業については、この限りではない。

(1) 消費生活相談の情報化対応の推進・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実

①消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備

○事業内容

消費生活相談サービスの体制再構築を推進するため、新たな相談支援システムへの円滑な移行など消費生活相談のデジタル化や広域化の取組を支援する。

また、電話だけによらない相談受付の多様化により、消費者からのアクセスを改善し、相談者の被害防止、新たなトラブルへの情報収集機能の強化を支援する。また、消費生活相談デジタル・トランスフォーメーション(DX)計画の策定、推進や、ウェブ会議システム等を活用した広域連携を含め消費生活相談の情報化対応の取組を支援する。

○対象経費の例

・メール、SNS、非対面（オンライン）等を活用した相談受付の体制整備に

係る費用（パソコン、タブレット、周辺機器、広報啓発経費、人件費、指定消費生活相談員及び主任相談員の事業実施に伴う報酬の増額分等）

- ・相談情報の分析機能強化に係る費用（チラシ、専門家への謝金、人件費等）
- ・デジタル補助員の設置に係る経費
- ・D X計画の策定・推進に必要な経費（人件費、委託費、謝金等）
- ・広域連携の情報化対応のための経費（パソコン、タブレット、周辺機器、人件費等）

※新たな相談支援システムに係る費用については別表のとおり。

※国が推進する消費生活相談デジタル・トランスフォーメーション（D X）に資する取組に限る。

②相談員の業務のテレワーク化に向けた体制整備

○事業内容

消費生活相談員のテレワーク用端末を整備し、災害時等における状況においても業務の機能低下や職員の密を避けるために情報化を進める。

○対象経費の例

- ・テレワーク導入のための経費（パソコン、タブレット、周辺機器等）
- ・テレワーク浸透のための経費（マニュアル作成費、専門家への謝金等）

③相談機能の強化

○事業内容

指定消費生活相談員等を活用した日常的な指導により、小規模自治体を中心に、相談対応、見守り対応の強化を行うとともに、市町村間の連携強化について支援する。

消費生活相談員の育成や指導等を行う主任相談員等を配置し、消費生活相談員が活躍できる環境を整備する。

また、新たな消費者被害や、高度・専門的な消費者被害対策として、弁護士等の専門家による相談対応や法執行過程での助言等を行うことを支援する。

○対象経費の例

- ・市町村訪問に係る旅費

- ・ 指定消費生活相談員及び主任相談員の報酬の増額分
- ・ 高度な相談に対応する専門家派遣に必要な経費
- ・ 研修開催経費
- ・ 広報・啓発経費
- ・ シンポジウム開催経費
- ・ 講師謝礼・教材作成費

④対応困難者への対応力強化

○事業内容

対応困難者に対する消費生活相談員の対応力強化、また相談員のメンタルケアの実施を支援する。

○対象経費の例

- ・ 安全に消費生活相談を受けるための体制整備（通話録音装置、警報ブザー等）に係る費用
- ・ 相談員等のメンタルケアに必要な経費

⑤広域連携の立上げ・運営・拡充

○事業内容

消費生活センターがなく相談窓口のみ設置している自治体を中心に、広域連携での消費生活センター設置を促進する。広域連携の中心となる自治体と他自治体との間で、相談員の派遣や巡回指導を行うことにより、地域の消費生活相談受付体制の強化を支援する。また、既存の広域連携の運営・拡充のための取組を支援する。

○対象経費の例

- ・ コーディネーター業務の委託費、謝金
- ・ 相談員のパソコン、什器、備品、参考図書等
- ・ 広域連携の実施を周知するための経費（チラシ、広告等）
- ・ 広域連携に係る消費生活相談員の派遣に係る旅費（消費生活センター設置自治体が、周辺自治体へ相談員を派遣する場合等）

(2) 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用

①配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への対応力強化

○事業内容

配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るための消費生活センターにおける相談体制の整備、教育機関等との連携による配慮を要する消費者及び配慮を要する消費者を見守る人への適切な消費者教育、配慮を要する消費者及び配慮を要する消費者を見守る人への消費生活相談窓口周知に係る事業を支援する。

○対象経費の例

- ・消費生活相談を受けるための体制（自動翻訳機、テレビ電話通訳、外国語通訳、手話通訳等）整備に係る費用
- ・配慮を要する消費者を見守る人へ消費生活相談窓口を周知するための経費
- ・研修開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・実態調査（アンケート）費
- ・消費者教育コーディネーター委託費
- ・人件費

②消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築・運営（機能強化）

○事業内容

高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、地方公共団体と地域の多様な主体が連携し見守り等の活動を行う地域ネットワークを構築する事業、又は当該ネットワーク構築のための地域における見守り活動の担い手を育成する事業を支援する。

○対象経費の例

- ・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）構築のための協議会委員謝礼
- ・研修開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・業務委託費
- ・実態調査（アンケート）費
- ・通話録音装置に係る費用

- ・会場使用料
- ・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の情報化のための経費（パソコン、タブレット、周辺機器等）

（３）消費者教育・啓発への取組

①消費者教育の推進

○事業内容

消費者教育推進のための教材等の作成・配布、出前講座等を支援する。特に成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの未然防止に向けた消費者教育を強化する事業を支援する。

○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・消費者教育コーディネーター委託費・人件費
- ・実態調査（アンケート）費

②風評被害の払拭のための取組

○事業内容

原発事故に端を発した食の安全・安心への不安は続いており、食品の購入をためらう消費者が見られることから、食品の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を行うことを支援する。

○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・マルシェ開催経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・講師謝礼・教材作成費

③食品表示制度の普及・啓発

○事業内容

食品表示制度（加工食品の原料原産地表示制度、栄養成分表示制度、遺伝子

組換え表示制度等)の円滑な実施のため、消費生活センターの機能を充実・強化し、消費者等への普及・啓発を図ることが必要であり、増加が見込まれる輸入食品などの安全性に対する不安の払拭が進み、安全・安心な消費生活を促すための事業を支援する。

○対象経費の例

- ・消費者等を対象とした普及・啓発に係る費用
- ・研修開催経費

④適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援

○事業内容

消費者団体訴訟制度の実効性を向上させるため、制度の担い手となる特定適格消費者団体の設立に向けた活動を支援する。また、適格消費者団体の立上げを見据えた消費者団体等の活動を支援する。

○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・電話相談・相談会開催に係る費用

(4)SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)

①エシカル消費の普及・促進

○事業内容

エシカル消費の概念について普及するための広報・啓発事業等を支援する。

○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・実態調査(アンケート)費

②消費者志向経営

○事業内容

事業者が消費者を重視した事業活動、すなわち消費者志向経営を行うことが健全な市場の実現につながるものである。こうしたことから消費者志向経

営を促進する必要があるため、普及・啓発事業等を支援する。

○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・実態調査（アンケート）費

③食品ロス削減の取組

○事業内容

消費者の食品ロスに対する認識を高め、その削減に向けて消費行動が改善されるような取組を支援する。

○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・実態調査（アンケート）費
- ・食品ロス削減推進計画の策定に係る費用
- ・フードバンク団体等への活動支援に係る費用

（５）法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

①法執行体制の強化

○事業内容

地方公共団体による消費者保護に係る法執行権限の適切な行使に向けて、

①適正な規模の法執行担当職員の確保（警察職員であった者等の法執行に従事した経験を有する者等）、②弁護士、公認会計士、建築士その他の外部専門家の活用及び③国、他の地方公共団体又は警察当局等の関係機関との連携強化などの地方公共団体の法執行体制の強化を図る事業を支援する。

○対象経費の例

- ・事業委託費
- ・人件費
- ・執務参考資料の整備に係る費用

- ・ 専門家の執務スペースの整備に係る費用
- ・ 職員旅費、業務委託先である外部専門家の旅費
- ・ 物価の調査に係る費用
- ・ 物価モニターの活動に係る費用

○留意点

当メニューについては、1.（目的）に記載しているなお書き部分の適用を除外する。

②公益通報者保護制度の推進

○事業内容

公益通報者保護制度の実効性を向上させるためには、特に中小企業及び地方公共団体における取組を促進することが重要な課題であることから、事業者及び地方公共団体における通報窓口の整備促進及び周知啓発に係る活動を支援する。

○対象経費の例

- ・ 研修開催経費
- ・ シンポジウム開催経費
- ・ 執務参考資料の整備に係る費用
- ・ 講師謝礼・教材作成費
- ・ 通報窓口の整備に係る費用
- ・ 広報・啓発経費

2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業

(目的)

消費生活センターは、国が推進する政策による制度変更や、多様化・複雑化する経済社会問題について、正確かつ分かりやすい情報を消費者へ提供し、また消費者からの相談情報を国や地方公共団体内の他の部局へつなぐという重要な役割を担っている。このような重要な役割に鑑み、国（消費者庁）が指定するテーマの研修の開催・参加を支援することで、消費生活センターの相談員等のレベルアップを図る。

○事業内容

(1) 国が指定するテーマの研修への参加

消費者行政（広義）に関わる職員、消費生活相談員、教員が参加するための事業

(2) 国が指定するテーマでの研修開催

消費者行政（広義）に関わる職員、消費生活相談員、教員を対象として開催するための事業及び当該研修に参加するための事業

○対象とする研修

- ①社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- ②配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への相談対応
- ③消費者教育・消費者政策の普及啓発
- ④消費者政策に関連する法改正等への対応
- ⑤対応困難者への対応力強化

○対象経費の例

- ・研修参加のための旅費・負担金
- ・研修開催経費

3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業

(目的)

いわゆる靈感商法（開運商法）への対応の強化を求める社会的な要請の高まりを受け、靈感商法を含めた悪質商法の未然防止及び被害救済等を図るた

め、地方公共団体における、①消費者被害の防止・早期発見、②消費生活相談等の機能強化に資する取組を支援する。

なお、地方公共団体により、これまで自主財源、地方消費者行政活性化事業及び地方消費者行政推進事業により実施してきた事業と同様の目的・内容の事業は交付対象外とする。ただし、これらのうち、実施してきた事業内容を踏まえ、強化・拡充した事業については、この限りではない。

（１）消費者被害の防止・早期発見

①消費者教育の推進・周知啓発

○事業内容

靈感商法を含めた悪質商法に関する消費者被害の未然防止のための消費者教育教材等の作成・配布、出前講座等を支援する。

○対象経費の例

- ・ １８８（イヤヤ）を始めとした相談窓口の周知に関する経費
- ・ 靈感商法等の手口を含めた悪質商法に関する教材作成に必要な経費
- ・ 靈感商法等による地域の被害調査を行うための経費

②消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築・運営（機能強化）

○事業内容

高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、配慮を要する消費者等の潜在化しやすい消費者被害を早期に発見し、消費生活相談窓口へつなぐための見守りに関する取組を支援する。

○対象経費の例

- ・ 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築・機能強化に必要な経費
- ・ 見守り者に靈感商法等の手口を含めた悪質商法に関する研修等を開催するための経費

（２）消費生活相談等の機能強化

①消費生活相談の機能強化

○事業内容

靈感商法を含む悪質商法に対する消費生活相談窓口の相談機能の強化の取組を支援する。

○対象経費の例

- ・ 高度な消費生活相談に対応するため外部の専門家（弁護士、公認心理師等）から助言を得るための経費
- ・ 靈感商法（開運商法）特別相談窓口の設置に係る経費
- ・ 靈感商法等に関する相談員の研修・事例検討会等を開催・参加するための経費

②悪質事業者等への対応強化

○事業内容

靈感商法を含む悪質商法等に対して厳格な法執行等を行うための取組を支援する。

○対象経費の例

- ・ 法執行職員が消費者からの聴取や事業者等への立入検査等を行うために必要な経費
- ・ 法執行等に当たり外部の専門家（弁護士、建築士等）から助言を得るための経費

(別表)

	対象経費		交付率
1	入出力装置 (マイク付き ヘッドセット)	相談に従事する者が使用する 端末の台数を上限とする。 ※テレフォニーシステム導入 自治体の購入に限る。	定額
2	入出力装置 (ディスプレイ、マウス及び キーボード)	相談に従事する者が使用する 端末の台数を上限とする。	定額
3	周辺機器 (プリンター、 スキャナー又はそれらの機能 を有する複合機)	消費生活センター(サブセン ター等を含む。)ごとに相談に 従事する者が使用する端末の 台数が9台以下の場合は1 台、10台以上の場合は2台ま でを上限とする。	定額
4	回線敷設工事	新たな相談支援システムへの 接続に必要な工事に限る。 ※保守費用や通信費などの経 常経費は対象外。	定額
5	端末	国民生活センターへ返却予定 のPIO-NET 接続端末の代替品 として購入するものであり、かつ消費生活相談員が使用する 端末のみ対象。 ※行政職員用の端末は対象外。	定額 (端末1台につき120千円を上限とする。)
6	ソフトウェア (文書・表計算 ソフト)	※サブスクリプション型は対 象外。	定額

7	セキュリティ対策 (セキュリティソフト)	消費生活相談員が使用する端末へ導入するものであり、かつネットワークに接続するために必要なセキュリティソフトのみ対象。 ※USBデバイス制御などネットワークを介さないウイルス対策ソフトは対象外。 ※行政職員用の端末に導入するものは対象外。	定額 (セキュリティソフトを導入する端末1台につき40千円を上限とする。) ※1本のソフトで複数のライセンスを購入する場合、相談員が使用する端末台数分の費用のみ交付対象とする(1台当たりの按分額が40千円の範囲内であれば全額交付対象)。 ※複数のソフトを購入する場合も、1台につき40千円を上限とする。
8	セキュリティ対策 (セキュリティソフト以外)	セキュリティ対策のためのイニシャルコスト(セキュリティソフトの費用を除く。)のみ対象。 ※保守費用などの経常経費は対象外。	定額 (以下の額を上限とする。) ①相談業務及び執務環境の整備も含め法人に委託している消費生活センター：8,000千円 ②その他の消費生活センター： ・新システムに接続する相談員の端末台数5台まで：一律1,000千円 ・新システムに接続する相談員の端末が6台以上：1台につき200千円 ※サブセンター・サテライト等がある自治体は、サブセンター等毎に算出して合算した額を申請可。 ※行政職員用の端末は上限額の算出に含めない。

※いずれもリース、保守費用等の経常経費は対象外。